

目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	目黒区
4. 届出番号	24
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年9月目黒区条例第27号)別表第4 目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(平成27年法律第56号)第1条	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、(児童)の権利に関する条約の精神にのっとり、(適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障)される権利を有する。	この条例は、(子ども)に対し、医療費の一部を助成することにより、(子どもの保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第5条に規定する医療証の交付についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第7条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第7条に規定する医療証の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号イ	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
-------	---------------------	---

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年09月30日

保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	35
保護評価書の名称	乳幼児・子ども・高校生等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%9B%AE%E9%BB%92%E5%8C%BA&ev_name=%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90%E3%83%BB%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%83%BB%E9%AB%98%E6%A0%A1%E7%94%9F%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=11&opn_date_from_day=8&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=2&opn_date_to_day=8&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2